定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十四日

富山市上赤江町一丁目四番三〇号

株式会社エムテーランチ

代表取締役　髙田　千明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年六月二十九日当社が発行する株式すべてに係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議を行うので公告します。

なお、可決された場合当該定款変更は平成二十二年六月二十九日に効力発生し、当社の株券は同日において無効となります。

平成二十二年六月十四日

名古屋市東区芳野一丁目九番三号

コーミ株式会社

代表取締役　川澄　正美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十四日

三重県桑名市中央町三丁目二一番地

山重開発株式会社

代表取締役　山本　重雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十四日

大阪市淀川区田川二丁目四番一七号

千代田工業株式会社

代表取締役　遠越　英行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十四日

広島市西区南観音六丁目六番二七号

日本サンライズ株式会社

代表取締役　北谷　一文

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月十四日

島根県鹿足郡吉賀町七日市五九五番地一

吉賀燃料株式会社

代表取締役　正木　治雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月十四日

広島市西区観音町五番三一号

株式会社弘設

代表取締役　水沼　克哉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村武が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ミヤビ・リミテッド

日本における代表者　中村　武

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市和田二丁目二三番地

一、最後の住所川崎市川崎区日進町一番地

サンスクエア川崎五―五〇八

被相続人　亡　久保　誠一

右被相続人は平成二十一年十一月十七日死亡しその相続人は平成二十二年六月三日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

神奈川県茅ヶ崎市堤一丁目一番一二―三〇二

相続財産管理人　久保　修

限定承認公告

本籍大阪府摂津市鶴野四丁目一八番、最後の住所兵庫県宝塚市口谷西三丁目三七番地の二パティオ南宝塚二〇一

被相続人　亡　築田　敦

右被相続人は平成二十一年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年六月二日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

兵庫県宝塚市口谷西三丁目三九番地の一H

EGフォレストF―一〇一

相続財産管理人　築田　正晴

限定承認公告

本籍大分県津久見市大字網代五六三二番地、最後の住所大分県津久見市大字網代五六四四番地の一　被相続人　亡　柴田　勝廣

右被相続人は平成二十二年二月十一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

大分県佐伯市一〇〇三九番地一三

相続財産管理人　柴田　一元

限定承認公告

本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末一〇九一番地二、最後の住所宮崎県東臼杵郡門川町南町二丁目四七番地

被相続人　亡　黒木　寛

右被相続人は平成二十二年三月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十八日宮崎家庭裁判所延岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

宮崎県東臼杵郡門川町南町二丁目四七番地

相続財産管理人　黒木　素江

任意清算公告

当社は、平成二十二年五月二十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月十四日

川崎市中原区井田中ノ町四〇番八号井田ハイツ三〇二号

合資会社永申社

代表社員　本間　孝志

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二一		終りから六	花園町23番6号	下山手通7丁目15番17―902号

平成二十一年三月十九日（号外第五十五号）総務省告示第百四十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）

（原稿誤り）

三五	下	一〇	山本　香苗	池田　香苗

平成二十二年五月二十七日法務省告示第二百四十六号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二一		終りから六	花園町23番6号	下山手通7丁目15番17―902号

平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百四十八号（同）

（原稿誤り）

二四		一三	金田希	金田希

三ページ二段終りから五行目から四行目までを削除する。

平成二十二年五月二十七日（号外第百十一号）気象庁告示第七号（気象庁予報警報規程の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一一	下	終りから一一	与那国地方	与那国島地方

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十四日付第一二四号
五月二十日付衆会第三〇号

二八ページ●同日付政府調達第一〇九号四〇ページ●
三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）